

静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第33号

静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例（平成29年静岡県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事業税の不均一課税） 第2条 省令第1条第1号に規定する期間内に、半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について課する同号に規定する事業税の額は、県税条例第3条及び附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) 法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日（以下この号において「開始日」という。）から3年以内に終了する各事業年度について、当該各事業年度の<u>所得金額又は収入金額</u>のうち、当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ （略） (2) 個人事業者が特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又はその翌年以後2年以内の各年について、当該各年の<u>所得金額</u>のうち、当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に、次の表の	（事業税の不均一課税） 第2条 省令第1条第1号に規定する期間内に、半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について課する同号に規定する事業税の額は、県税条例第3条及び附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) 法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日（以下この号において「開始日」という。）から3年以内に終了する各事業年度について、当該各事業年度の<u>所得</u>のうち、当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ （略） (2) 個人事業者が特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又はその翌年以後2年以内の各年について、当該各年の<u>所得</u>のうち、当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に、次の表の左欄

左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の 右欄に定める割合を乗じて得た金額 (表略)	に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄 に定める割合を乗じて得た金額 (表略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。